

○議長（上田順康君）順番17、2番 田中君。

〔2番（田中滋晃君）登壇〕

○2番（田中滋晃君）それでは、早速始めさせていただきます。何とか本日5時に終われるように努力したいというふうに思っています。

広域ごみ処理場建設も関係者皆さま方のご協力、ご努力の結果、建設用地造成工事が始まっております。21年の計画どおりの操業開始に向かって進んでいくのみであります。ごみ袋について、通告書に従って質問いたします。

1、旧高野口町のごみ袋の在庫処分について伺います。ただし、この件につきましては、先ほど13番議員の質問と重なっております。ですから、答弁につきましてはさらっと流してもカットしていただいても結構です。

3月に合併後、ごみ収集用のポリ袋ですが、少なからず残っています。現状、市機関、自治会をはじめ、関係各種団体が地域美化作業等に使用されています。広域ごみ処理場操業までは高野口地区のごみは高野口クリーンセンターで処理されているわけですから、高野口地区で販売、使用されても全く問題ないと考えますが、いかがでしょうか。袋に高野口町と印刷されているから販売されないのでしょうか。原油高騰の折、ポリエチレン原料も市場では高騰、品薄の状況にあります。この際即販売にかけるべきです。数量的にも可燃ごみ用、プラスチック用、ペットボトル用、各大小で6種類、例えば可燃ごみ用大については、高野口地区消費の3カ月分もあります。

次に2、現在使用中の本市指定ごみ袋について伺います。

この質問につきましては多少マニアックな

ところがございますので、そこら辺を皆さん方、ちょっとご了解いただきたいと思います。この場では可燃ごみ用を中心に伺います。

イ、サイズはこの分のみ指定ごみ袋についてすべてリットルでお願いします。

ロ、原料のポリエチレンはバージンですか、再生混用ですか。ほかに原料のセールスポイントはありますか。

ハ、1回の発注ロットはどれぐらいですか。それでどれぐらいの期間で販売されますか。在庫管理はだれが行っていますか。販売店への納品方法はどのような形で行われておりますか。

ニ、なぜ指定袋にするのですか。シールでも対応はできるのではないのでしょうか。

ホ、なぜ黄色にするのですか。着色にはどのような顔料を指定していますか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（上田順康君）2番 田中君の一般質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

〔市民部長（宮岡清文君）登壇〕

○市民部長（宮岡清文君）田中議員のご質問にお答えいたします。

議員おただしの旧高野口町のごみ袋の在庫処分につきましては、保育園、幼稚園、小中学校等の公共施設のごみ袋として、また自治会や老人会で行う環境美化や清掃活動の実施の際無料で配付し、使用していただいております。なお、ごみ袋の在庫処分につきましては、在庫処分年数が必要なことや市の財政状況も考慮しながら、できるだけ早い時期に処分が可能な方法として、7番議員にも答弁させていただきましたが、旧ごみ袋の販売等の検討を行ってまいりたいと考えておりますの

で、ご理解お願い申し上げます。

現在使用中の本市指定ごみ袋のサイズにつきましては、可燃ごみ大袋が45ℓで同小袋が30ℓであり、ペットボトル大袋が45ℓで同小袋が30ℓであります。また、プラスチック大袋が65ℓで同小袋が30ℓであります。

ごみ袋の原材料のポリエチレンにつきましては、再生品の混用はしておりません。他の原料としては塩化水素を中和する働きがあります炭酸カルシウムを使用しております。

次に、発注ロットにつきましては、1回につき約300箱、12万枚の発注を行い、約20日間で店頭販売されます。また、在庫管理や販売店への配達業務につきましては、橋本市衛生自治会に委託しております。

指定袋の採用につきましては、橋本クリーンセンター環境保全委員会との協議の上、焼却炉に優しい炭酸カルシウムを混用した指定袋を使用することとなりました。したがって、現在のところシールでの対応を考慮しておりませんのでご理解のほどお願い申し上げます。

次に、可燃ごみ指定袋の色につきましては、旧高野口町のプラスチック用袋が白色であったため、それと区別するため旧高野口町で使用していた黄色を採用することといたしました。また、着色の顔料につきましては、アゾ系イエローという種類のものであります。

ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（上田順康君） 2番 田中君、再質問ありますか。

2番 田中君。

○2番（田中滋晃君） 口のポリエチレンはバージンですかというふうなところの私の質問に対しまして、炭酸カルシウムを練り込んでいるというお話でした。この炭酸カルシウム、塩化水素を中和するという効果があるというふうなこと、それから炭酸カルシウム自体は

石の粉ですから、発熱量が少ないとか燃え方が非常に穏やかであるとかというふうなことで、93年に東京都が採用してから一気に広まってきたというふうなものでございますよね。しかし、有害側からしまして、特にご婦人方に評判がよろしくないわけですよ。というのは、ごわごわして非常に扱いづらい。袋の口が結びづらいとか、ちょっと無理すればもろくて裂けやすいとかいう形での評判が非常によろしくないわけです。製造というふうなことで見ましても、割合製造コストが高くつくという難点もあるようです。そしてまた、当然焼却処分されるわけですが、中に石の粉が入っているということで、どうしても残りの灰の中にその石の粉が残るというふうなこともあるみたいです。それで、こちら辺につきましては、それはそれというふうな形で現状使っているわけですから、それはそれでいけるというか、橋本クリーンセンターの延長時の地元合意のもとになっているということ伺っていますので、それは当面やっていただいても仕方がないかなというふうには思っています。

ただ、ものすごく気になりますのは、炭酸カルシウムを練り込むということについては、バージンのポリエチレン樹脂を使用しなければならないというところが気になるわけです。というのは、先ほど申しましたように石の粉、だいたい30%から40%混入されているんじゃないかというふうに思うんですが、そうになると、再生のプラスチックは使えないということになるわけです。そうしましたら、当然本市でも分別収集というふうなことでやっているわけですが、原料リサイクルの場をそこで断ち切ってしまうおそれがある。というのは、ポリエチレンのごみ袋というのは、言うてみたら再生されたもののくずの最後の処理に使える非常に有効な方法なわけです。

そのくずの部分を使ってこそ、本当の意味でのリサイクルという効果があると思うんですけども、そこら辺での意識を何とか変えていただくわけにはいかないかなと。

そして、平成21年、広域ごみ処理場が稼働いたします。ということで、そこら辺をにらんだ上で積極的に検討を加えていくということについては市民部長、いかがでしょう。

○議長（上田順康君）市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）炭酸カルシウムにつきましては、議員おただしのおり以前には発生量が低いから炉を傷めないとか、穏やかに燃え、また燃え殻も少ないと、有毒ガスを発生しないとかいろいろそういう効果があるという形の中で言われておりました。ただ、最近では、先ほども答弁いたしましたけれども塩化水素を中和する程度の働きであると。ただ、このことにつきましては、過去におきまして、先ほどからも答弁しておりますとおり、橋本クリーンセンターの環境保全委員会と決まった約束でございます。現在は5%の炭酸カルシウムをほり込んでおるわけですが、このことにつきましては広域がスタートしますといろんなことが考えられますので、材質等については他の市町村とかいろいろその辺のところを十分検討しながら今後検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（上田順康君）2番 田中君。

○2番（田中滋晃君）また後ほど同じような質問が出てくると思いますので、市民部長、そのときよろしく願います。

今、炭酸カルシウム5%とおっしゃいましたよね、混入率。だいたいごみ袋に詰めたごみを焼却炉で燃やしたら、その袋の量というのは全体量のだいたい1%に届かないぐらいの分量だというふうに言われています。その中の5%が炭酸カルシウムであると。そ

して、塩化水素の中和にきくと。これもその5%の炭酸カルシウムが100%作用できるというのは、非常に綿密な実験室の中で、実験装置の中でやってほしい50%ぐらいしか効果が期待できないということになってくると、塩化水素に対する働きというものについては非常に眉つばなものがあるんじゃないかなと。多分、クリーンセンターにおきまして、消石灰を使った形での中和作業というのを別工程でやっておられると思うんですよ。だから、そこら辺も十分考慮なさっていただきたいと。

参考までに、93年に一番最初に採用を決めた東京都が2004年12月より東京23区清掃協議会が規格変更しまして、炭酸カルシウム入り指定袋とともに、再生袋も推奨というふうな形にされ、使用が認められるようになったということですので、よろしく願います。

続きまして、次の発注管理に移らせていただきます。今現在、発注をかけてからの納入状況というのはいかがでしょう。スムーズにいったおるのでしょうか。

○議長（上田順康君）市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）可燃袋ですけども、納入の関係ですか、納入の関係につきましては、今現在石油価格の高騰という形の中でなかなか発注のペースが遅れておると。製造が追いつかないという状況にございまして、納入については苦慮していると、現在そういう状況でございます。

○議長（上田順康君）2番 田中君。

○2番（田中滋晃君）ということになってきて、市民部長、まさか在庫切れになるということはないですよ。そこら辺のところはもう絶対間違いのないようにしてくださいね。とにかく、このポリエチレンの原料につきましては、先ほども言いましたように非常に原料が高くなっていると。また、特に海

外相場が非常に上がっているということで、日本国内で製造されたものも、日本国内の消費価格よりも海外のほうが非常に相場が高いというふうな逆転現象が起きていますので、今後ともまだしばらくこの苦しみは続くんじゃないかというふうに思いますので、発注方法、くれぐれも間違いのないようにしてください。

この指定袋の管理につきまして、現状管理費をいただくというふうな格好で有料というふうな感覚で私は見ているんですけども、袋の管理につきましての採算はどんな状態でしょう。

○議長（上田順康君）市民部長、在庫がなくなくなるのと違うかということも一緒に答弁していただいたら。

○市民部長（宮岡清文君）今現在、在庫の管理につきましては先ほど答弁致しましたけれども、衛生自治会を通じて管理をいただいております。現在1名の職員を採用いたしまして、週30時間程度を目安として働いていただいております。

それから、在庫につきましてはできる限り発注方法等について十分納入もれない形で今後検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（上田順康君）2番 田中君。

○2番（田中滋晃君）市民部長、お伺いしたのは、現状指定袋の管理について多少マージンもらっていますよね。要するに、仕入価格から販売店へ渡す間の利ざやですわ。これをいただいて、現実に橋本市の場合は採算はどのようになっていますかということですか。もうかっていますか、損していますか。

○議長（上田順康君）市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）ごみにつきましては非常に費用がかかります。ちょっと待ってください。

○議長（上田順康君）暫時休憩いたします。
（午後4時5分 休憩）

（午後4時18分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。2番 田中君の再質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）大変失礼をいたしました。ごみ袋の販売につきましては、仕入れ価格から販売価格という形の中で、利益を得ておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（上田順康君）2番 田中君。

○2番（田中滋晃君）今、利益が出ておられると。非常に結構なことだと思います。これは絶対間違いないですよね。

次、なぜ指定袋にするのですかと、このところに移ります。指定袋にしまして地域の販売店で販売していただくということになるわけですけども、本市の場合販売店の手数料は10%というふうなことであります。普通、販売店の一般的な利益率からすれば、多分これは単品ベースで見れば販売店は赤字になっていくと。ただ、これを買うためのついでにお客さんが来てほかの物も買っていただけたらいいわと。また市がすることだと、協力させてもらわなあかんやんかというふうなことで我慢してやっていただけているというのが現状じゃなからうかというふうに思います。

ごみ袋にとりまして、一番周囲への負荷がなくて合目的な袋を選択できるという必要があるというふうに思うわけです。これはもう当然、ユーザーにとっても販売店にとっても言われることだと思います。だから、販売店が自由に仕入れて自由に販売する。市民は自分で納得して気に入ったものを購入すると

いうふうな形をとることによって、先ほどの、例えば発注に対しての納入状況であるとか、在庫の管理であるとか、そしてまたその納品作業であるとかいうふうなあたりの煩雑な仕事を省くというふうなことも可能になってくるんじゃないですか。シールでの代用で十分に対応できるんじゃないかというふうに思うわけです。

ここ最近、全国的に見ましても、指定袋からシールに切り替えているところが増えてきています。シールにするほうが、袋に印刷するよりもシールに印刷してするほうがコストも安いし管理も楽であるというふうなところで、指定袋からシールに切り替えているところが増えてきているというふうに見受けられます。あくまでも指定袋というふうな格好でこだわって本市は進めていくのでしょうか。いかがですか。

○議長（上田順康君）市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）今現在は保全委員会との約束事がありますので、シールの検討につきましては広域がスタートしてからということになろうと思いますけれども、シールにつきましてもごみ袋の使用については一応決めておく必要があるんじゃないかなと、こう思っておりますけれども、ごみ袋の販売はメーカーの自由競争に立って安くなると思いますけれども、市民は指定袋とシールの両方買わなければいけないと、こういう問題とか、シールの分だけごみの量が増えるとか、いろいろ今後検討させていただきまして、先進地等いろいろ、シールの自治体が増えておるようでございますけれども、その辺のことにつきましては今後十分検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（上田順康君）2番 田中君。

○2番（田中滋晃君）一応最後の項目に移らせていただきます。

黄色ということにつきまして、カラスからは黄色は、半透明であってもカラスの目から見るとそれが全部黄色に見えて中身が見えないんだというふうなことらしいです。しかし、本市のごみ収集についてどのようにお考えかわかりませんが、例えば黒色の再生の袋というようなものもカラスから見ると中身が見えないので荒らされる心配がないということも言えるんじゃないかというふうに思います。あとは答弁は結構です。

昨年、日本環境協会はエコマークニュース55号で、エコマーク商品累計ナンバー118、プラスチック製品認定基準案を公表しました。いわく、再生プラスチックにおいてコントロールが難しい雑色ロスの用途を広げる必要が指摘され、黒色ごみ袋を対象外としなかったということであります。すなわち、従来の雑色再生ごみ袋のほか、黒色のごみ袋にもエコマークを認可する方向であるというふうなことです。ですから、リサイクルの輪を次々とつなげていくためにも、再生のごみ袋を積極的に使用していただきたいというふうなところでもあります。まとめとしまして、ごみ袋の本来の役割はごみを包んで保護、運搬することであります。この目的のために、消費者とメーカー、販売店の間の関係にありましたが、その間に行政が収集者としての要望を組み込んだのが指定袋ではありませんか。そこで、三者の立場を包み込んだ上でごみ袋の理想的なあり方を探っていく姿勢が必要ではないかというふうに思います。

とにかく、当地方におきましては、平成21年4月から広域ごみ処理場が稼働します。1市3町、その時点で1市3町であるのか、その時点において1市になっているのか、そこら辺はわかりませんが、やはり共通な形でごみ処理事業に取り組んでいけるというふうなところ、そしてまた橋本市内の取り扱

いの販売店は商圏が橋本市だけではございません。今の橋本市、伊都郡をひっくるめた1市3町が商圏であります。ということは、そういうふうな形でもっていくことによって、橋本市内の販売店の売り上げを増やすことが、微々たる量かわかりませんが、売り上げを上げることも可能になってくるんじゃないかというふうに思うわけです。

ですから、積極的に取り組んでいただけますように要望いたしまして、これで私の質問を終わります。

○議長(上田順康君) これをもって、2番 田中君の一般質問は終わりました。